

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求める件 ( 閣条第二号 ) ( 衆議院送付 ) 要

旨

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、二〇一八年 ( 平成三十年 ) 七月から八月までスイスのジュネーブで開催された万国郵便連合の第二十四回大会議において採択された。この約定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 一、この約定が対象とする郵便送金業務の範囲及びこの約定に用いる用語を定義する。
- 二、締約国政府及び送金業務実施主体 ( 指定された事業体 ) の役割分担を明確化する。
- 三、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、指定された事業体は、自国の当局に疑わしい取引の報告を行う。
- 四、郵便送金業務を実施する指定された事業体間のデータ交換は特定の技術に依存することなく行われ、及び指定された事業体は万国郵便連合の電子データ交換システム又はこの約定に従って相互運用性があるシ

システムを使用する。

五、この約定は、二〇一〇年（平成二十二年）一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時  
まで効力を有する。